

# 令和6年度 徳島市中小企業等 人材確保・育成支援事業補助金

徳島市（以下「本市」）の中小企業者等が行う人材確保・育成に係る事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、本市中小企業者等における安定的な雇用確保の促進及び振興を図ることを目的とします。

受付期間：令和6年4月15日(月)～令和7年2月7日(金)まで  
予算額に達し次第、募集を終了します。

## 補助対象者

本補助金の詳細について、QRコードを読み取って確認してください。



■ 市内に事業所がある中小企業者(注1)及び小規模企業者(注2)であり、以下の要件を満たす者。

- (1) 1年以上本市に主たる事業所を置く会社または主たる事業所を置く本市民
- (2) 市税に滞納がないこと
- (3) 本市の指名停止及び指名回避の措置等に相当する行為を行っていないこと
- (4) 風俗営業等に関する法律による許可又は届出を要する事業を営んでいないこと
- (5) 申請者又は法人の役員が、暴力団員又はこれらと密接な関係を有していないこと
- (6) その他市長が適当でないと認めるものでないこと

(注1)中小企業者…中小企業基本法第2条第1項に該当する企業者

(注2)小規模企業者…中小企業基本法第2条第5項に該当する企業者

## 補助対象事業と対象経費

(1) 人材確保・定着支援事業	(2) 事業課題改善支援事業
(1) 県外の合同会社説明会・就職説明会への参加又は開催し、会社PRを行う事業 (2) 採用に係る求人広告 (3) 県外からの就職希望者に対する職場体験・研修会の開催 (4) 若年従業員の定着を図ることを目的に、社内体制を整えるための研修への参加又は開催 (5) 上記(1)～(4)において、採用に関するウェブサイトの新規作成	(1) 業務に必要な能力の向上又は技術知識等の取得及び人材育成を目的とするもの (2) 業務に必要な専門的な知識・技術の習得、活用を目的とするもの (3) デジタル化推進に係る知識・技術の習得、活用を目的とするもの (4) 経営上の課題解決を目的とするもの (5) 技能承継や後継者の育成を目的とするもの
■委託料 ■会場使用料 ■機械器具使用料 ■講師謝礼 ■交通費 ■広報費 ■宿泊費 ■受講料	■委託料 ■会場使用料 ■機械器具使用料 ■教材費 ■講師謝礼 ■受講料

## 補助金額と補助率

交付限度額	補助率	
10万円 ※消費税及び地方消費税等抜き	中小企業者(注1)	2分の1以内
	小規模事業者(注2)	3分の2以内

問い合わせ先 徳島市役所経済部 経済政策課 (Tel:088-621-5225)  
Email:keizai\_seisaku@city-tokushima.i-tokushima.jp

令和6年度

# 徳島市中小企業 販路拡大支援事業補助金のご案内

【対象者】本市内に本社があり（1年以上）、**製造業を営む中小企業者**のうち、販路拡大したい製品及び販路拡大にあたって必要となる支援内容が明確である者。**製品の開発・製造の主たる工程が、自社の事業所に整っていない場合は、対象外。**

【補助金額等】補助率は、いずれも1/2（ただし、取組内容ごとの限度額を上限とする）。  
また、複数のメニューに申し込む場合、合算した上限額を70万円とする。

【対象期間】令和7年2月28日（金）まで。

【募集期間】令和7年1月31日（金）まで。ただし、予算額に達し次第終了。

## 海外販路拡大事業

海外市場への販路拡大を図るために必要な市場調査、特許出願・商標登録等知的財産権取得、越境ECモール出店、越境ECサイト構築に係る経費を補助。

対象経費	◆海外市場調査業務委託料 ◆海外での知的財産権取得に係る経費（先行調査委託料、出願手数料、代理人委託料等） ◆越境ECモール新規出店費用、越境ECサイト新規構築費等
限度額	50万円

## 展示会等出展事業

首都圏や関西圏、海外で開催される販売を主目的としない展示会等（オンライン含む※注）への参加経費を補助。  
※原則、販売を伴う展示会等への出店は対象外ですが、販売を一部含む展示会について、対象経費と限度額を制限し、対象事業とみなしますの  
で、事前に問い合わせ下さい。

対象経費	◆出展料（小間代）◆小間装飾代 ◆運搬費 ◆通訳費 ◆交通費、宿泊費 ◆商談・ 展示指導・助言業務委託料 ◆リモートによるプレゼンテーション機器等レンタル料等
限度額	30万円 ※国内のみの場合 50万円 ※海外ありの場合

※注 オンライン展示会等は、従来対面展示会で開催されていた展示会がオンラインで開催されるものに限る。

## 製品開発・改良事業

市場のニーズに合った製品とするために行う新製品の開発・既存製品の改良費用を補助。

対象経費	◆技術等指導・助言業務委託料 ◆原材料、副資材費 ◆機械装置、工具器具のリース、 レンタル料 ◆外注・委託費（性能検査等） ◆デザイン製作業務委託料等
限度額	30万円 50万円 ※外部専門家委託又は専門機関との共同研究を行う場合 70万円 ※外部専門家委託と専門機関との共同研究の両方を行う場合

## IT導入支援事業

販路拡大を図るために必要な営業支援のデジタル化促進に係る経費を補助。※新規導入に限る。

対象経費	◆ソフトウェア導入費 ◆クラウドサービス導入費、利用料
限度額	30万円

### 《問い合わせ先・申請窓口》

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

徳島市役所 経済部 経済政策課

T E L : 088-621-5225

E-mail : keizai\_seisaku@city-tokushima.i-tokushima.jp

本補助金の詳細については、  
徳島市HP又はQRコードを読み取ってご確認下さい。



令和6年度

# 徳島市EC（電子商取引） 参入支援事業補助金のご案内

- 【対象者】 本市内に本社があり、対面販売に頼らない新たな販路を開拓するためにECショッピングモール等への出店又は出品等を行おうとする中小企業者。
- 【補助金額等】 18万円 ※税抜き価格（補助率：10/10）
- 【対象期間】 令和7年2月28日（金）まで。
- 【募集期間】 令和7年1月31日（金）まで。ただし、予算額に達し次第終了。

対象事業・対象経費

補助金を活用して自社の商品を  
新たにインターネットで販売してみませんか？

- ① ECショッピングモール等への出店及び出品
- ② 自己所有のウェブサイトへEC機能を実装

※上記の取組のうち、①は初めて参入するモールに限り、②は新たにECサイトのページを実装するものに限ります。

※①、②共に商品の追加や、機能の拡充及び改良は補助対象外となります。

※オークションサイト又はフリーマーケットサイト等への出品は補助対象外です。

※ECを活用して販売する商品の半数以上は、本市内で製造・生産された商品であることとします。

※対象期間内に出品及び販売を行うことが補助事業の対象となります。

対象経費	補助率	限度額
・ECショッピングモール等への出店又は出品に係る登録手数料 （初期登録料・月額登録料） ・販売手数料 ・カード決済手数料 ・販売促進経費 ・自己所有ウェブサイトへのEC機能の実装・運用経費 等	10/10	18万円

## 《問い合わせ先・申請窓口》

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 徳島市役所 経済部 経済政策課

TEL：088-621-5225

E-mail：keizai\_seisaku@city-tokushima.i-tokushima.jp

本補助金の詳細については、  
徳島市HP又はQRコードを読み取ってご確認下さい。



令和6年4月12日

各位

徳島市経済部経済政策課

令和6年度徳島市中小企業支援事業補助金  
のチラシ配布について（依頼）

日頃から、本市の経済行政に格段の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
本市では、今年度も、徳島市中小企業支援事業補助金の交付を行っております。  
補助金の内容につきましては、同封案内チラシのとおりですが、本市ホームページにも掲載（申請様式等ダウンロード可）しておりますので、市内事業者の方への周知について、御協力の程よろしくお願いいたします。

以上

<問い合わせ先>

徳島市経済部経済政策課

（担当：大野・田村・阿部）

電話：621-5225 F A X：621-5196